檜山家畜衛生だより

檜山地区家畜自衛防疫推進協議会　　第１４４号
北海道檜山家畜保健衛生所　　令和４年１月発行

～年頭のご挨拶～

檜山地区家畜自衛防疫推進協議会会長　倉田　健

明けましておめでとうございます。令和４年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症により、引き続き悩まされた一年でした。長期にわたる外出制限等の感染防止対策は、社会活動に大きな影響を与えました。需要の低迷等から畜産物の在庫は積み上がり、酪農においては生乳の大量廃棄が心配されるなど、今後も予断を許さない状況です。生産者としましては、それぞれの農場で家畜を育ててきた年月を思うと、畜産物が廃棄されるのは何としても避けたい思いでいっぱいです。各種取組や個人消費を含めまして、皆様への御協力をお願いしたい次第です。

一方、家畜衛生の関係におきましては、檜山管内は大きな伝染病の発生がなく穏やかな一年でした。しかし、道外に目を向けますと、豚熱（ぶたねつ）や高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しています。特に高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン（令和２年秋～令和３年春）は 18 県 52 例約 987 万羽殺処分にも及ぶ過去最大の発生数となり、100 万羽を超える大規模農場や狭い地域での連続発生も目立ちました。今シーズンは２つのタイプのＮＡ亜型が確認され、更なる大流行も危惧されており、既に青森県・秋田県の東北地方でも発生しています。また、年明けには道内苫前町の野鳥にもウイルスが確認され、道内の農場でいつ発生してもおかしくない状況です。

家畜の悪性伝染病は、新型コロナウイルス対策と異なり、ワクチンがないものが多く、野生動物を介した感染にも注意しなければなりません。日常的には消毒等の基本的な対策の積み重ねが一番重要で、地道な対策を続けて行くしかありません。見えないウイルスへの対策はつい心が緩みがちになりますが、檜山地区で力を合わせて自衛防疫を推進し、悪性伝染病の侵入防止を図らなければいけないと思っておりますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

令和３年度シーズン
高病原性鳥インフルエンザ発生状況

令和３年（2021 年）11 月、秋田県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、発生は９県 15 事例にのぼり、殺処分羽数は約 100 万羽に上っています（令和４年１月 27 日時点）。昨シーズンは発生のなかった東北地方での発生事例（国内１例目、９例目）に加え、北海道苫前町・根室市において野鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されるなど、道内の緊張感は高まっています。

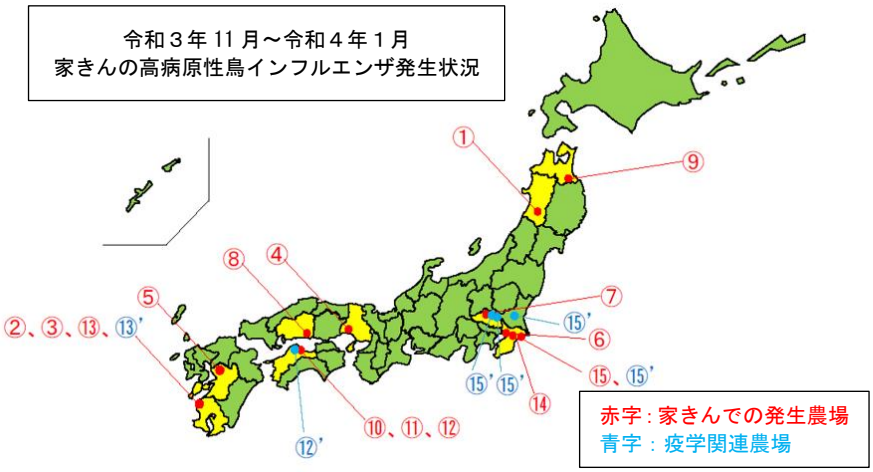

例年、冬季の渡り鳥飛来シーズンである 10 月～翌年５月頃にかけて、高病原性鳥インフルエンザ発生リスクが特に高まります。

家きん飼養農場においては、ウイルスの侵入防止のため、日頃から飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底、野生動物の侵入口となる破損箇所の修繕等をお願いします。

豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）について

国内では平成 30 年（2018 年）９月以降、CSF の発生が続き、令和３年度養豚場における発生は 13 事例、殺処分頭数は約 10 万頭に上っています（令和４年１月 27 日時点）。

また、野生イノシシの CSF 陽性事例は令和３年６月宮城県でも確認されました。感染の拡大を受け、青森・岩手県でも飼養豚への予防的ワクチン接種が開始され、現在 36 都府県がワクチン接種推奨地域に指定されています。

ワクチン接種農場の豚や精液等の移動は、原則としてワクチン接種地域内に限られます。北海道は現在、ワクチン接種地域ではありませんので、道外から豚や精液等を導入する際は、ワクチン接種農場で飼養または生産されたものではないことを必ず確認してください。

ASF は現在、国内での発生はありませんが、近隣のアジア諸国で発生が相次ぎ、発生国から日本へ違法に持ち込まれた肉製品等から、ASF ウイルスが検出されています（98 例、令和３年 11 月 29 日現在）。コロナ禍において訪日外国人が減少したことに伴い、携帯品における違法畜産物の摘発重量は減少していますが、一方で国際郵便物の摘発は増加しています。

道内への CSF および ASF 侵入リスクは依然として高い状況です。侵入防止のため、日頃から飼養衛生管理の徹底をお願いします。

令和4年1月27日 09時00分現在

豚熱の防疫措置対応（概要）

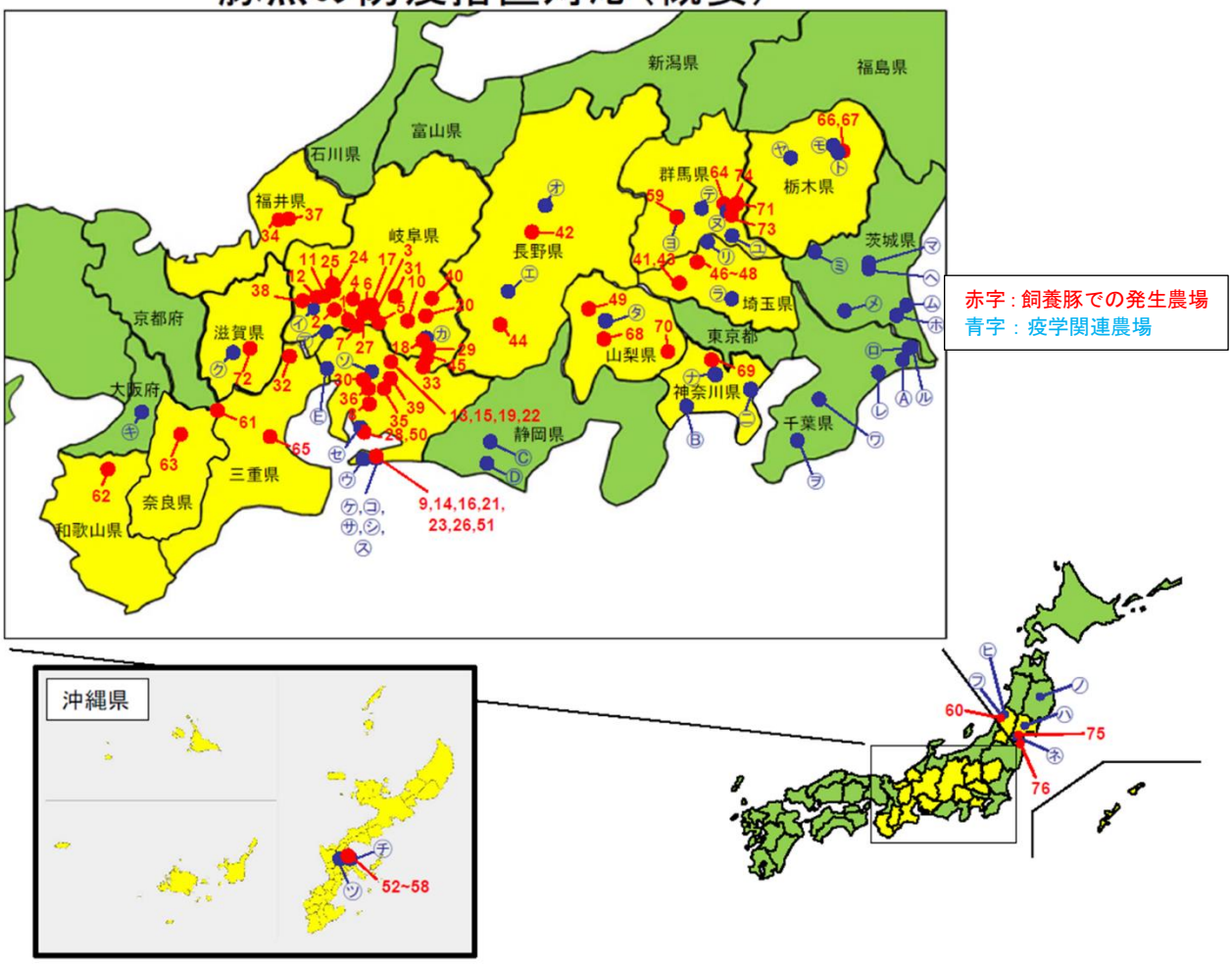

飼養衛生管理を徹底しましょう

関係者以外の農場への立入を禁止

農場（畜舎）に出入りする際には、消毒を実施

飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

口蹄疫（FMD）について

現在、国内で口蹄疫の発生はありませんが、韓国、北朝鮮、ロシア、中国等の近隣アジア諸国において発生が続いており、国内への FMD ウイルス侵入リスクは依然として高い状況です。口蹄疫侵入防止のため飼養衛生管理の徹底や、早期摘発のための監視強化、万一、口蹄疫を疑う異状がみられた場合の早期通報をお願いします。

口蹄疫の症状

牛や豚などで、発熱や食欲不振にはじまり、泡状のよだれを流したり、
口・鼻・ひづめ・乳頭などに水疱（水ぶくれ）ができるのが特徴症状です。

泡状のよだれ

口唇の潰瘍
（水疱がやぶれたもの）

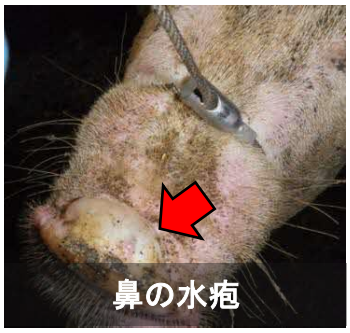
鼻の水疱

檜山振興局口蹄疫防疫演習について

令和３年 10 月１日に上ノ国町で口蹄疫防疫演習を行いました。今回は新型コロナ対策のため、檜山振興局と家保職員のみでの実施となりました。異常家畜の届出に対する聞き取り調査訓練の後、実際に牧場に防疫ラインを設置し、訓練用の牛の臨床検査、写真撮影・送信、検査材料の採材・搬送をする内容でした。防疫演習に初めて参加する職員もいる中、家保の稲垣主査指導の下、口蹄疫防疫の初動対応の流れを振興局と共有しました。また、防疫資材や機器の操作などについても改善・効率化を図る機会となりました。

特徴的な症状の出る口周りや舌の写真撮影の様子。

管内で牛ヨーネ病発生！！

令和４年１月管内で牛ヨーネ病が１頭発生しました。平成 19 年以来の発生となります。

１　ヨーネ病とは

ヨーネ病は、ヨーネ菌を原因とする腸管感染症です。ヨーネ菌は牛、めん羊、山羊などに感染し、腸で増殖して慢性の頑固な下痢、乳量や繁殖成績の低下、削痩を引き起こして死亡します。現在、本病に有効な治療薬、ワクチンはありません。我が国では家畜伝染病に指定されており、患畜と決定された場合は速やかに隔離し、殺処分することが法律で定められています。

２　感染経路

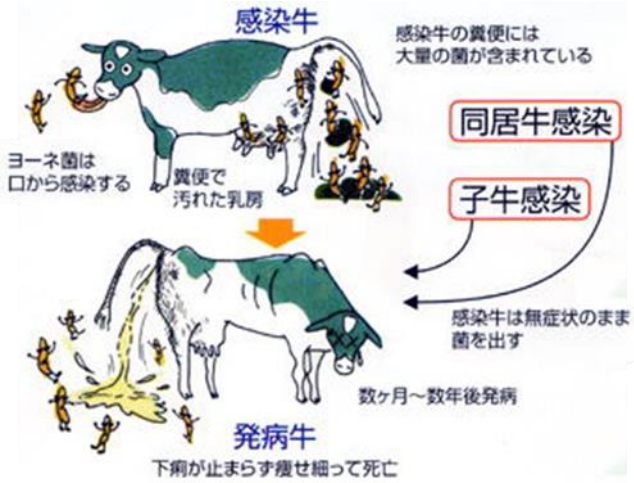

多くは６カ月齢以下の幼若期に、ヨーネ菌を含む糞便で汚染された乳汁、飲水、飼料などを口から摂取することにより感染します。実験感染例なので参考値ですが、300 万個のヨーネ菌を摂取することで感染すると報告されています。また、胎内感染は発症牛４割、発症していない牛で１割の確率で発生するとされています。

３　環境中のヨーネ菌の生存

ヨーネ菌は環境中（動物の体外）では増殖することはできませんが、条件によっては環境中で長期間生存します。一方でヨーネ菌は熱に弱く、また石灰消毒や塩素消毒はヨーネ菌に対して効果的です。

・糞尿中での生存期間（５℃：７か月、15℃：３か月、35℃：１か月、54℃：１日）
・サイレージ中での生存期間（14 日以内、ただし適切に発酵した場合）

４　感染防止のために

⑴　消毒　飼槽・水槽：毎日、塩素剤（クレンテなど）
　　床・通路：週に１回、消石灰
　　長靴：毎日、塩素剤

⑵　消毒以外の対策

ア　初乳の加温処理、代用乳の利用

ヨーネ菌を含む乳汁を口にすることが、最もメジャーな感染ルートです。牛舎の床を清潔に保って乳房をヨーネ菌で汚染しないようにすることが大切ですが、初乳の加温処理（60℃60 分）や代用乳の利用は、より確実に感染を防いでくれます。

イ　早期分離飼育

ヨーネ菌の排菌牛は成牛に多いため、子牛を早めに離乳させることで感染の確率を下げることができます。

ウ　作業動線

哺育舎で作業してから成牛舎に入る等、作業動線を確認しましょう。

エ　糞便の完熟堆肥化

ヨーネ菌は熱に弱いため、発酵熱により殺菌することができます。

家畜伝染病予防法第５条に基づく検査について

令和３年度の検査実績

検査内容	実施町名	実施時期	検査頭羽群数	結果
肉用繁殖牛及び 種雄牛のヨーネ病	江差町、上ノ国町、 乙部町、厚沢部町、 せたな町	令和3年10月 ～ 令和4年1月	441頭	**1頭陽性**
家きんの鳥インフルエンザ	せたな町	10月	10羽	全羽陰性
蜜蜂の腐蛆病	乙部町、今金町、 せたな町	8月	584群	全群陰性
牛の伝達性海綿状脳症	管内全域 （奥尻町除く）	通年	73頭 （4月～12月）	全頭陰性

令和４年度の実施予定

検査内容	実施町名
肉用繁殖牛及び 種雄牛のヨーネ病	今金町
家きんの鳥インフルエンザ	せたな町
蜜蜂の腐蛆病	管内全域
牛の伝達性海綿状脳症	管内全域（奥尻町除く）

定期報告書の提出について

家畜伝染病予防法第 12 条の４により、「家畜の所有者は、毎年家畜の飼養頭羽数及び使用状況について、管轄の都道府県知事へ報告すること」と定められています。

必要な書類	概　要
①　定期報告書	毎年２月１日時点の家畜の飼養頭数や飼養衛生管理者の選任状況等について記載し、報告してください。 （毎年報告が必要）
②　定期報告書の添付書類	定期報告書に添付する書類で、農場の平面図（消毒場所等を明記）や埋却地等の情報、飼養衛生管理マニュアルに記載する衛生管理に係るルール等について記載し、①に添付してください（原則１回報告。ただし、畜舎等の増改築等、大きな変更があった場合に再提出が必要）。

③	消毒手順書	飼養衛生管理マニュアルに係る消毒等の手順書 （原則１回報告。内容に大きな変更があった場合に再提出が必要）
④	自己点検表 （畜種別）	各農場において、定期的に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、最新の点検結果を①に添付してください。 （毎年報告が必要）

【提出期限】

●牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
令和４年(2022 年)４月 15 日

●鶏（チャボ、烏骨鶏を含む）、あひる（合鴨を含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
令和４年(2022 年)６月 15 日

未提出の場合、行政指導の対象となることがあります。
必要な様式は、檜山家畜保健衛生所ホームページからダウンロードできます。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

令和３年度家畜保健衛生総合検討会について

令和３年（2021 年）10 月 28 日（水）に、一般財団法人　道民活動振興センターかでる２・７（札幌市）で、第 69 回家畜保健衛生業績発表会が行われました。道内 14 家保から 19 題の発表がありました。檜山家保からは橋本専門員が「管内大規模酪農場で発生した牛サルモネラ症対策における畜舎及び水槽洗浄効果の検証」と題し、発生農場の清浄化に向けた取り組みと清浄化対策中の畜舎及び水槽洗浄効果の検証について発表しました。

畜産物への抗菌性物質残留事故防止について

令和３年度（令和４年１月末時点）は、檜山管内で１件、生乳への抗菌性物質の残留事故が発生しました。残留事故は、食品の安全性をおびやかすだけでなく、生産者・関係機関に大きな損害を引き起こすものです。
抗菌性物質の使用中は、必ず搾乳者全員で情報を共有し、残留事故を防止しましょう。

残留事故を防止するために

- **治療した牛は、その場ですぐにマーキングを行う**
- **２つ以上の対策を行う**
  （スプレー、マークバンド、牛床への掲示など）
- **治療中の牛は、専用の牛房や一定の場所にまとめて隔離する**
- **休薬期間終了後に残留確認検査を受ける**

馬パラチフスによる流産に注意!!

令和３年 12 月より十勝管内において、道内では平成 26 年以来となる馬パラチフスが散発しています。このことに伴い、馬市場の上場条件が変更されている場合がありますので、詳しくは、市場開催者に確認してください。

馬パラチフスの侵入防止・まん延防止を徹底!!

1　**飼養衛生管理基準を遵守**し、本病の**侵入防止を徹底**すること。

2　馬を移動する際、**移動前後の車両等の消毒を徹底**し、馬を導入した場合、**異状がないことを確認するまでは隔離**すること。

3　日頃の**健康観察を徹底**し、飼養馬が**流産した場合**は、直ちに**獣医師又は家畜保健衛生所に連絡**し、流産胎子を容器等に密封の上、家畜保健衛生所で**病性鑑定を受検**すること。

4　流産の原因が、本病や馬鼻肺炎等の感染症である恐れがあることを踏まえ、**流産した馬房、飼養している器具等を直ちに消毒**すること。

5　家畜保健衛生所による病性鑑定の結果が判明するまでの間、**流産した馬は隔離し、他の馬と接触させない**こと。

流産胎子

馬房の消毒

馬体の消毒

馬パラチフスとは…

○　馬パラチフスは、サルモネラ・アボルタスエクイというサルモネラ属菌の感染が原因で、主に妊娠馬に流産を起こす疾病です。

○　流産は、妊娠後期（胎齢５～10 か月）に多く、突然に起きますが、流産の１～２日前に発熱、漏乳、悪露等が確認される場合もあります。

○　本病の流産胎子や胎盤等には多量の菌が含まれているため、流産を確認した際は、流産馬の速やかな隔離と消毒の徹底が重要です。

全道及び檜山管内における監視伝染病発生状況

令和２・３年次の全道・檜山管内における監視伝染病の発生状況です。

	畜種	病名	R2.1.1～R2.12.31				R3.1.1～R3.12.31			
			全道		檜山管内		全道		檜山管内	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨーネ病	197	722	0	0	210	845	0	0
	山羊	ヨーネ病	0	0	0	0	2	24	0	0
	あひる	高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜)	0	0	0	0	1	637	0	0
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	73	168	1	1	53	144	0	0
		牛ウイルス性下痢(疑症)	2	15	0	0	4	4	0	0
		牛伝染性リンパ腫	301	745	10	10	268	658	12	13
			(うち、と場発生365頭)				(うち、と場発生324頭)			
		牛伝染性リンパ腫(疑症)	1	1	0	0	4	4	0	0
		サルモネラ症	65	227	2	24	45	199	1	3
			(うち、と場発生2頭)				(うち、と場発生10頭)			
		サルモネラ症(疑症)	1	3	0	0	1	2	0	0
		破傷風	4	5	0	0	8	8	0	0
		破傷風(疑症)	2	2	0	0	0	0	0	0
		牛伝染性鼻気管炎	2	4	0	0	4	17	0	0
		牛丘疹性口内炎	2	22	0	0	2	8	0	0
		ネオスポラ症	3	3	0	0	3	4	0	0
		ネオスポラ症(疑症)	0	0	0	0	1	1	0	0
		悪性カタル熱	1	1	0	0	0	0	0	0
		気腫疽	1	1	0	0	0	0	0	0
		気腫疽(疑症)	2	2	0	0	0	0	0	0
	馬	破傷風	1	1	0	0	0	0	0	0
		破傷風(疑症)	0	0	0	0	1	1	0	0
		馬鼻肺炎	18	29	0	0	14	18	0	0
		馬パラチフス	0	0	0	0	1	3	0	0
	豚	豚丹毒	9	91	0	0	6	132	0	0
			(うち、と場発生87頭)				(うち、と場発生132頭)			
		サルモネラ症	1	3	0	0	2	2	0	0
	山羊	山羊関節炎・脳脊髄炎	2	4	0	0	0	0	0	0
	鶏	低病原性ニューカッスル病	0	0	0	0	1	1	0	0
		サルモネラ症	0	0	0	0	2	5	0	0
		サルモネラ症(疑症)	0	0	0	0	1	1	0	0
		鶏伝染性気管支炎	0	0	0	0	1	5	0	0
	蜜蜂	バロア病	23	591	0	0	22	332	0	0
		チョーク病	35	601	1	2	18	61	0	0
		アカリンダニ症	1	1	0	0	0	0	0	0
	犬	レプトスピラ症(疑症)	1	1	0	0	0	0	0	0

着任のご挨拶

＜獣医師　五井　勇人（ごい　はやと）＞

今年度新規採用となりました、五井勇人（ごいはやと）です。

出身は空知の妹背牛町で、田んぼを駆け回って育ちました。北里大学を卒業して一旦札幌で暮らした後、檜山家保に配属され数ヶ月。車をベタベタにする潮水に困りながらも、海のある風景を楽しんでいます。

まだ不慣れな点や分からない点が多く、先輩の力を借りてばかりの毎日ですが、少しでも早く檜山の家畜衛生の推進に貢献できるよう、日々勉強の気持ちを忘れず努力していきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

檜山家保のホームページができました

以下の URL でご覧になれます。飼養衛生管理基準に基づく定期報告書のほか、各種申請書等も掲載していますので、ご活用ください。
http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html

令和３年度所内体制（令和３年９月１日以降）

所長　　疋田　瑞栄
次長　　北本　浩明
主査（薬事安全）内田　清香（育児休業中）
主査（危機管理）稲垣　華絵
専門員　　橋本　健二郎
専門員　　代　　昌久
獣医師　　五井　勇人

北海道檜山家畜保健衛生所
〒043-0023　檜山郡江差町字田沢町281-1
電話：0139-52-0707　ＦＡＸ：0139-52-4226
Mail: hiyama.hi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp
休日・夜間緊急連絡先：090-7053-3080
HP: //www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html